

物 件 調 査 書

| | | | |
|---------------|--|-----------------------------------|----------------------------|
| 物件番号 | | 208 | |
| 所在地 | | 福井県福井市北山町4 1 字 2 2 番外 1 筆 | |
| 住居表示 | | 同 所 | |
| 現況地目 及び面積等 | 雑種地 | 528.66 m ² | 工作物 — |
| | | | 立木竹 — |
| 登記簿 記載事項 | 地番 | 2 2 番 | 2 3 番 |
| | 地目 | 雑種地 | 雑種地 |
| | 数量 | 367 m ² | 161 m ² |
| 接面道路 の 状 況 | | 東側の一部(北寄り) 未舗装里道 最大幅員約1.8m (法外道路) | |
| 法令に基づく 制限 | 建築 基準 法 | 市街化調整区域 | |
| | | 用途地域 | 指定なし |
| | | 地域・地区 | |
| | | 建 蔽 率 | 6 0 % |
| | | 容 積 率 | 2 0 0 % |
| | | 高度制限 | |
| | 防火指定 | 指定なし | |
| その他 | ◆建築基準法第4 3 条第 1 項(接道義務等) ◆建築基準法第 3 9 条(災害危険区域内における建築物の建築に関する制限)、同法第 4 0 条(条例による制限の附加)及び福井県建築基準条例 ◆都市計画法第 4 3 条(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限) ◆都市計画法第 2 9 条(開発行為等の許可)及び同法第 3 4 条(開発許可の基準)、福井市開発審査会附議基準及び開発行為等の取扱基準 ◆土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条(土砂災害警戒区域)、同法第 9 条(土砂災害特別警戒区域)、同法第 1 0 条(土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の制限) ◆急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条(行為の制限:北山地区(I-66)急傾斜地崩壊危険区域) | | |
| *別葉「補足説明事項」参照 | | | |
| 私道の負担等 | | 私道負担 | 無 負担の内容 |
| に関する事項 | | 道路後退 | 無 負担の内容 |
| 供給処理 施設の概要 | 供給処理施設 | 配管等の状況 | 施設整備状況 施設整備の 特別負担の有無 |
| | 電 気 | 接面道路配線 有 | — |
| | 公営水道 | 接面道路配管 無 | 道路本管以降個人負担、加入金等要 |
| | 公共下水道 | 接面道路配管 無 | 農業集落排水(下記参考事項欄参照) |
| | 都市ガス | 接面道路配管 無 | 未定 |
| 交通機関 | 鉄道等 | J R 西日本北陸本線 大土呂駅の 南東方 約2.8km | |
| 公共施設 | 福井市役所 | | 市立上文殊小学校 市立足羽第一中学校 |
| 参考事項 | <p>※建築基準法・都市計画法、その他法令に基づく制限をはじめ、本調査に記載されている事項については、必ず、入札案内書の「物件調査書の補足説明事項」を御確認ください。</p> <p>◆本地は、建築基準法上の道路に接面していないほか、市街化調整区域に所在していること等から、現状では建物等の建築はできません。</p> <p>◆本地は、急傾斜地崩壊危険区域、同区域に隣接する被害想定区域、及び災害危険区域に所在しています。また、近隣で急傾斜地崩壊防止施設設置等工事が予定されており、本地は、当該工事用通路等として利用される可能性があるため、利用制限等がかかる場合があります。詳しくは、福井県福井土木事務所河川砂防課にお問い合わせください。</p> <p>◆上水道の引込みの可否や費用負担等の詳細については、福井市企業局ガス・水道お客様課にお問い合わせください。</p> <p>◆農業集落排水の加入の可否や費用負担等の詳細については、福井市農村整備課にお問い合わせください。</p> <p>◆南西側隣接地には、急傾斜地崩壊防止施設が設置されています。</p> | | |

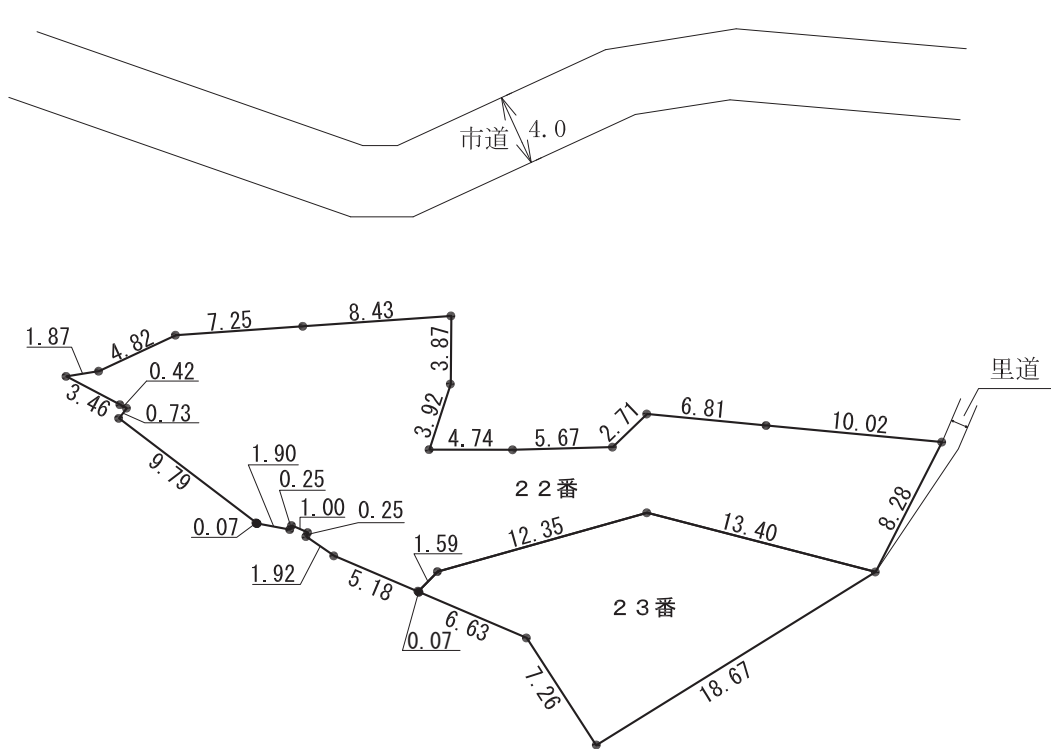
※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案内図



※現在の周辺状況と異なる場合があります。
※道路、施設等については、現地への目安として、主なものを記載しています。

明細図



単位：メートル

